

○✕クイズに挑戦！ ～クーリング・オフ～

クーリング・オフとは「頭を冷やして考え直す」という意味です。

契約した後になって考え直して「契約をやめたい」と思ったら、一定期間であれば理由を問わず一方的に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができるのはどれだと思いますか？		○✕ どっち？
1	お店でマッサージチェアを買った。	
2	ネットショッピングでカバンを買った。	
3	催眠商法で羽毛布団を買った。	
4	訪問販売で2,900円の植物を買った。	
5	新聞の折り込みチラシを見て、ハガキで申し込んだ補聴器。	
6	訪問販売の業者に勧められ床下工事をした。契約日から7日が経ち、工事も終わっている。	
7	ネットでお試し価格の550円で健康食品を買った。1回だけのつもりが翌月も届いた。5,000円の請求書も入っている。	
8	電話で勧誘され、健康食品を10箱買った。届いたうちの1箱を開封したが返品したい。	
9	9日前、不用になったものを買取る業者が家に来て、指輪を渡したが返してほしい。	
10	結婚相手紹介サービスを5万円で契約した。契約期間は1年間。	

- ◆クーリング・オフは、いつでもでき…ません！！
- ◆クーリング・オフは業者が突然寄ってきた場合に適用されます。
- ◆知識を持っていれば、防げるトラブルはたくさんあります。



消費生活への意識を高め、だまされない「カシコイ消費者」を目指しましょう